

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

## 青森国民年金 事案 654

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで

申立期間について、年金事務所から国民年金保険料の納付事実を確認できないとの回答を受けたが、当時は、A 町(現在は、B 市)の実家で両親と同居しており、町役場職員であった父が、私の国民年金の加入手続をし、納税組合を通して家族全員分の税金や国民年金保険料を納付したと聞いており、申立期間の保険料が未納であることに納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 町の国民年金被保険者カードによると、申立人の昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付があったとされる(納)の印が押されているとともに、昭和 63 年 7 月から厚生年金保険に加入していることから、この保険料については、同年 12 月以降平成元年 6 月までの間において 4 回にわたって還付されていることが、オンライン記録により確認できる。

一方、当時の社会保険庁の取扱いによれば、還付金がある場合において、国民年金の未納保険料があるときは、還付金をその保険料に充当することとされていた。このため、オンライン記録により、昭和 62 年 6 月 23 日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる申立人の申立期間について、充当すること無く還付されている本件については、当時、社会保険庁の記録上も、申立期間は納付済みとされていたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、全て国民年金保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

申立期間当時、私はA社にB業務見習いとして勤務し、厚生年金保険の被保険者であったが、20歳になった昭和45年\*月頃、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

母は既に亡くなっているが、私の姉は、母が私と姉、母の3人分の国民年金保険料を納めていたことを記憶している。

申立期間について、母と姉の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間及び申請免除期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人を含む家族（当時は、申立人の姉及び母親）の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月初から国民年金に加入し、被保険者資格を死亡失権する直前の59年9月まで保険料を納付している上、申立人の姉の保険料は全て納付済みとなっていることから、その母親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持している国民年金手帳に記載されている発行年月日により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年12月26日に払い出されていることが確認できる上、申立人及び申立人の姉の国民年金手帳を見ると、申立期間の前後の期間である45年2月及び同年3月、46年4月から47年3月までの期間の検認年月日は同一日となっていることが確認できることから、申立人及び申立人の姉が保管している昭和46年度から48年度までの国民年金印紙代金納入通知書兼領収書に押されている領収印の金融機関名及び領収年月日は同一であることが確認できることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料も同様に納付されていたものとするのが自然である。

加えて、申立人の姉は、「当時は、亡き母と私でC商品やD商品の卸を営んでおり、生活状況に大きな変化もなかった。」としていることから、申立人の国民年金保険料のみを納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間については、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、当該期間を納付済期間として記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から9年3月まで

申立期間当時、私はA県の大学に在籍しており、A県に居住していたが、住民票はB県C市に置いたままであったため、父が私に代わりC市役所で私の国民年金加入手続及び申請免除の手続を行ったにもかかわらず、申立期間について、私の年金の記録が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が私の代わりに、C市役所で国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付について免除の申請をしたはずである。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立人に対し、平成9年4月23日に厚生年金保険被保険者手帳記号番号が基礎年金番号として付番されていることは確認できるものの、申立期間の保険料を免除することが可能な国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、被保険者でなかった申立人の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行ったとする申立人の父親は、「市役所に免除申請した記憶はあるが、定かではない。」としており、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることはできなかった上、申立人自身は国民年金の加入手続及び免除申請に直接関与していないため、具体的な加入状況及び免除申請手続状況が不明である。

さらに、申立人及び申立人の父親が申立期間の国民年金保険料の免除申請手続をしていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期

間の保険料納付の免除申請手続きをしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 17 日から 45 年 4 月 16 日まで  
② 昭和 45 年 11 月 12 日から 46 年 4 月 21 日まで  
③ 昭和 47 年 11 月 10 日から 48 年 1 月 10 日まで  
④ 昭和 49 年 11 月 15 日から 50 年 1 月 15 日まで

昭和 44 年頃、知人の誘いで、A 県の B 社に出稼ぎに行った。毎年 11 月から翌年 4 月までの期間で、44 年から 47 年までの期間と 49 年の計 5 年間出稼ぎに行っていた。

社会保険事務所（当時）からは、昭和 46 年 11 月 14 日から 47 年 4 月 21 日までの期間、48 年 1 月 10 日から同年 4 月 21 日までの期間及び 50 年 1 月 15 日から同年 4 月 19 日までの期間しか厚生年金保険の加入記録が無く、それ以外の期間については加入記録が見当たらないとの回答があった。当時の同僚の名前を覚えているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた元同僚 5 人については、申立人と同様に昭和 45 年度以前は厚生年金保険の加入記録が確認できない上、47 年度以降は元同僚 5 人についても雇用開始から 2 か月間は厚生年金保険の加入記録が無いことから、当該事業所では、必ずしも雇用と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけでは



なかったことがうかがわれる。

また、当該事業所は、平成8年9月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人及び複数の元同僚は申立期間当時の社会保険事務担当者について記憶が無く、当該事業所の元役員及び元経理事務担当者が名前を挙げた社会保険事務担当者は既に死亡しているほか、前述の元役員、元経理事務担当者及び元同僚からも聴取したが、厚生年金保険の取扱いについて具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 17 日から 46 年 4 月 3 日まで  
② 昭和 47 年 11 月 17 日から 48 年 1 月 17 日まで

A万博を見た昭和45年3月頃、B社を退社し、同年5月にC業務の資格を取得した。その年の11月から、兄とD社に出稼ぎに行った。E商品が欲しくて、正月も帰らずに見て歩いた記憶がある。

昭和48年の秋に結婚する以前は、正月前から出稼ぎに行っていたので、47年当時も11月から出稼ぎに行っていたことに間違いはないが、社会保険事務所(当時)からは、46年11月13日から47年4月7日までの期間及び48年1月17日から同年4月13日までの期間しか厚生年金保険の加入記録が無く、それ以外の期間については加入記録が見当たらないとの回答があった。当時の同僚の名前を覚えているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間においてD社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた元同僚4人については、申立人と同様に昭和45年度以前は厚生年金保険の加入記録が確認できない上、47年度以降は元同僚4人についても雇用開始から2か月間は厚生年金保険の加入記録が無いことから、当該事業所では、必ずしも雇用と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、当該事業所は、平成8年9月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人及び複数の元同僚は申立期間当時の社会保険事務担当者について記憶が無く、当該事業所の元役員及び元経理事務担当者が名前を挙げた社会保険事務担当者は既に死亡しているほか、前述の元役員、元経理事務担当者及び元同僚からも聴取したが、厚生年金保険の取扱いについて具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月1日から36年1月1日まで  
私は、A社（現在は、B社）C支社に昭和33年12月1日から35年12月31日まで在職し、36年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したが、社会保険事務所（当時）に確認したところ、その期間について脱退手当金が支給済みであるため、年金額の計算に算入されないと回答された。脱退手当金は36年3月3日に封筒に入れて渡したと言われたが、退職後の同年1月7日にはD市に帰って来たため受け取ることはできない上、受け取った記憶も無く、納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が押印されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年3月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社C支社において、申立人の前後に厚生年金保険被保険者となっている女性被保険者26人のうち、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある元同僚は8人おり、その全員が資格喪失後の約6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。